

高鍋町告示第46号

平成21年第3回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年11月20日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成21年11月27日（金）

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

緒方 直樹君	黒木 正建君
池田 堯君	水町 茂君
大庭 隆昭君	柏木 忠典君
矢野 友子君	岩崎 信也君
八代 輝幸君	徳久 信義君
中村 末子君	春成 勇君
永谷 政幸君	時任 伸一君
山本 隆俊君	後藤 隆夫君

○応招しなかった議員

平成21年 第3回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

平成21年11月27日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成21年11月27日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第73号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第74号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第75号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 発議第5号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第73号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第74号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第75号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 発議第5号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
-

出席議員(16名)

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 山本 隆俊君	18番 後藤 隆夫君

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 老岐 昌敏君 事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	間 省二君	政策推進課長	……………	森 弘道君
建設管理課長	……………	曾我部義雄君	農業委員会事務局長	…	松木 成己君
産業振興課長	……………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	正崎 博君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	井上 敏郎君
税務課長	……………	田中 義基君	上下水道課長	……………	芥田 秀則君
教育総務課長	……………	永友 吉人君	社会教育課長	……………	東 啓三君

午前10時00分開会

○議長（後藤 隆夫） 会議を始める前に、いつものことですが、携帯のほうはひとつよろしく処置をお願いしたいというふうに思います。

おはようございます。只今から平成21年第3回高鍋町議会臨時会を開会をいたします。これから、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 13番。おはようございます。

去る24日に第3会議室において臨時議会が招集されましたので、議会運営委員会を開きました。その内容は、人事院勧告に基づいて職員給与、常勤特別職の見直しがあり、条例の一部の改正を行うことの条例改正2件、高鍋高校ラグビー部が全国大会への出場を決めたことによる補助金、新型インフルエンザ対応に関し早急な対応が必要なための補正予算1件が提案されます。執行部からの説明を求め、事務局から議事の流れについて説明を求めました。

また、議員協議会で協議され、議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例も議員発議されます。議会運営委員会では、新型インフルエンザに関しては、議員のみならず住民の関心事であることを述べ、対応、説明書類配付を求めたところです。

以上、御報告をいたします。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（後藤 隆夫） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、5 番、水町茂議員、6 番、大庭隆昭議員を指名をいたします。

日程第 2. 会期の決定

○議長（後藤 隆夫） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり本日 11 月 27 日の 1 日間にし
たいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は 1 日間に決定をいたしま
した。

日程第 3. 議案第 73 号

日程第 4. 議案第 74 号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第 3、議案第 73 号高鍋町一般職の職員の給与に関する
条例等の一部改正についてから、日程第 4、議案第 74 号高鍋町常勤特別職の職員の給与
に関する条例等の一部改正についてまで、以上 2 件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。おはようございます。提案理由を申し上げます。

議案第 73 号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について及び議案第
74 号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを一括して提案
理由を申し上げます。

まず、議案第 73 号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてで
ございますが、今回の改正は人事院の勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われたこと
に伴い、これに準じて職員の給与改定を行うため、関係条例について所要の改正を行うも
のでございます。

改正の主な内容は、給料月額を引き下げ、自宅に係る住居手当の廃止、期末手当及び勤
勉手当の支給割合の引き下げでございます。

次に、議案第 74 号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
でございますが、今回の改正は人事院の勧告を踏まえ、国の特別職の職員の期末手当の支
給割合の引き下げが行われることに伴い、これに準じて、高鍋町常勤特別職の職員及び教
育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定するため、関係条例について所要の改正を行
うものでございます。

以上、2 件の議案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。それでは、議案第73号の詳細を御説明申し上げます。

今回の人事院勧告に伴う主な改正内容は、給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じた額に、本年4月から11月までの月数を乗じた額と、6月に支給された期末勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じた額を、今回の12月に支給する期末手当から減額するものでございます。ただし、1級1号給から56号給、2級1号給から24号給、3級1号給から8号給、いわゆる若年層の部分でございますが、この部分は引き下げを行いません。また、本年12月1日より給料月額を引き下げ、12月、6月の期末勤勉手当を減額改正し、住居手当を廃止するものでございます。

それでは、新旧対照表のほうで御説明していきたいと思っております。

1ページをお開きください。

第10条の2第1項及び第2項でございますが、この改正内容は、自宅にかかわる住居手当、新築または購入後5年に限り月額2,500円を支給していましたが、その手当を廃止するものでございます。

続きまして、第19条期末手当でございますが、一般職の職員の12月の期末手当を「100分の160」から「100分の150」に、2ページですが、再任用職員も「100分の85」から「100分の80」に改正し、第20条一般職の職員の勤勉手当を「100分の75」から「100分の70」に改正するものでございます。

3ページから7ページは、一般職の職員、再任用職員の給与の現行との改正案の対比表でございます。平均0.2%の削減となっております。

8ページをお開きください。第19条期末手当ですが、一般職の職員の6月の期末手当を「100分の140」から「100分の125」に、再任用職員の6月の期末手当を「100分の75」から「100分の65」に、12月の期末手当を「100分の80」から「100分の85」に改正し、第20条12月の勤勉手当を「100分の40」から「100分の35」に改正するものでございます。

本年の5月臨時議会におきまして、暫定措置といたしまして、6月の期末勤勉手当の0.2の減額改正を行いましたが、今回本則を改正し、平成22年4月1日から施行するものでございます。

9ページですが、前段の附則の第7項ですが、減額改定対象職員である者の、給料の月額に100分の99.76の割合を乗じて減額改正するものでございます。一般職の職員の期末勤勉手当の率を年間4.5から4.15に改正し、0.35の引き下げを行い、再任用職員の期末勤勉手当の率を年間2.35から2.2に改正し、0.15の引き下げを行います。

続きまして、議案第74号の詳細を御説明申し上げます。

新旧対照表9ページの後段から10ページでございますが、この改正は町長、副町長、

教育長の期末手当を改正するものでございます。一般職の職員の給与の適用時期が違いますんで、このような改正方法になっております。町長、副町長、教育長の12月期末手当を「100分の175」から「100分の165」に、6月の期末手当を「100分の160」から「100分の145」に改正するものでございます。期末手当の率を年間3.35から3.10に改正し、0.25の引き下げを行います。ただし、6月期末手当の改正は、22年4月1日から施行します。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から1議案ごと質疑、討論、採決を行います。まず、議案第73号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。2つの、私はちょっと矛盾するような質疑を行います。お願いいたします、答弁をお願いします。

経済状況が著しく悪いために、住民から公務員給与に対する不満が寄せられています。社会状況を考えたときに、高鍋町では人事院勧告に基づくものだけでなく、考慮された部分があったのかどうかお伺いしたいと思います。

もう1つは、公務員の給与が引き下げられることによる高鍋町の経済状況がどのように変化していくのか、その調査がなされたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。今御指摘の2点の件につきましては、そのような調査はいたしておりません。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありますか。

○13番（中村 末子君） 議長、考慮された部分があるのかどうかということで、後の段だけが違うんです。ちょっと答弁が違います。

○議長（後藤 隆夫） 2点のうちの1点。副町長。

○副町長（川野 文明君） お答えいたします。

今回の提案しております改正は、人事院勧告に伴うものを、にした、伴うものを提案しております。で、まあ後の分については、先ほど総務課長のほうから答えましたが、確かにこの経済情勢を見た場合に、そういう状況というのは十分熟知しております。で、現在、まあ国の公務員制度改革等、まあちょっと時期的に前回からやられている分がちょっと遅れるようですが、まあそこらあたりも十分検討しながら、まあ、今ありました質問については、別に考えていないということではないんですが、今回のこの条例の改正についてはそれはありません。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 私の質疑の趣旨は、基本的にやはり住民から公務員給与に対す

る、非常なやっぱり不満っていうのがああるわけですね。高いんじゃないかという不満が寄せられているわけですね。でもその一方で、公務員の給与が非常に著しく悪くなると、商店街を初め、さまざまな売り上げに貢献してきた公務員の給与関係が引き下げられることによって、非常に疲弊してくるのではないかというのが、非常に私心配をしている部分があるんですね。だから、そういうことを考えたときには、地域の状況、社会的状況というのをかんがみて、人事院勧告に基づくものだけでなく、地域をやっぱり、地域性をしっかりと考えてやってくる必要があるのではないかというふうに私は考えてるんですね、基本的に。そうしていかないと、地方公務員がやはり一番地元で暮らしている人たちからすれば、やはり地域の住民と手をたずさえた、この不況を乗り切るような施策をしっかりと提案し、実行していかなければならないという立場にある以上、ただ人事院勧告に基づくものだけでなく、地域のそういった実態をしっかりと把握していきながら、私は考慮していく必要があるのではないかと考えましたので質疑を行いましたけれども、まあ考慮していないということ、人事院勧告に基づくものだけということになりました、おっしゃいました、答弁がありましたけれども、やはりできればそのように、私は考えていきたいというのがありましたので質疑を行いました。

で、もう1点、じゃあ質疑をさせていただきますけれども、それでは地域の雇われてる人たち、要するに雇用されている人たちの賃金格差と、地方公務員との賃金格差というのはどのぐらいあると思われているのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。賃金格差の具体的な、うち独自で調査とか、そういうのはしておりませんので、ここで幾らということとは言えませんが、まあ確かに、今のこの経済状況から見た場合に、そういう状況があるのではないかというのは承知はいたしておるところでございます。ただ、先ほども、先ほどの質問も兼ねてになりますが、まあその時期、そのときによって、じゃあその、まあ高鍋町役場、もちろん公務員なんですが、高鍋町役場の職員の給与を、その地域ちゅうか、その時期の状況によって変化をさせていくということについては、やはり国の、もちろん人事院勧告制度、まあ県も人事委員会あるんですが、そういう制度に基づいて何か1つの法則に基づいてやっていかないと、そのときそのときの経済状況によってその賃金を変化させていくということについては、まあどういう、どうなるかなあというのも考えております。まあ、そのために今人事院勧告制度がありますので、それに基づいてやっていきます。もちろん人事院勧告制度ちゅうのは御存じのように、まあそれぞれ国、それから県もそれぞれの経済状況をかながみながら決定されていきますので、先ほど地域の状況は考えてないということではないかというふうに答えたということですが、決してそうではなくて、人事院、国、県の人事院勧告の中にそういう要素は十分含まれて出て来た1つの数字がこの人事院勧告、今の制度だというふうに思っています。ですから、まあそれは、守っていかなければならないというのが考えでありまして、確かにその地域の経済状態が冷え込んでおるということは、まあこれは当然熟

知をしております。ですから、じゃあ、そのために、そのどういうふう、どういうふうな施策をしていかなきゃならないかということは、もちろん行政改革なりいろいろやって来ておりますし、まあそういう中で地域にその分また貢献していくことも1つの役割ではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。今副町長のほうが、人事院勧告についてと答弁が行われましたけれども、全国を見ていただきたいと思うんですね。例えば、地方自治体独自の給与体系というのをしっかりとつくっていらっしゃる場所もあります。人事院勧告に基づくものだけでなく、地域の賃金格差の問題、いろんな問題を加味していきながら、独自の賃金体系をつくっておられる自治体も、数は少ないんですけどもございます。そして、職員の働き方、いわゆる服務規程も、その独自でしっかりと決めておられるところがあります。だからこそ、役場を365日、夜7時まで、夕方7時まであけているという状況も、交代制をしいていきながらやっていっている自治体も、これは1つしかありませんけれども、そういう自治体もあるっていうことが、私これは御承知おきだろうと思うんですね。

そういうことを考えたときに、ただ人事院勧告があったから、それに基づいて給与を改正するというだけでなく、私が先ほどから申し上げているように、地域の給与体系、雇用関係を考えたときに、確かに宮崎県、人事院ありますよね。でも、その宮崎県の平均的な給与でいっているのか、どうなのかっていうことになると、要するに高鍋町の職員と高鍋町の住民の中でのギャップが出て来るという一番大きなところは、やはり自分たちの雇用体系、給与体系が反映しているからこそ、さまざまな不満が述べられ、公務員に対するバッシングが来ているのではないかなというふうには私は思うんですね。当然それは議員にも同じだと思います。だから、あえてこれは、ほかのことだというふうに思っておりません。質疑をしながら、自分にも当てはめていきながら、やはり地域との賃金格差がほんとはないのか、どうなのかっていうことも踏まえて、また、ただ公務員の給与が低くなることによって、地域の経済活動がどう疲弊して来るのかということもしっかりと調査していかないと、やはり私はこの人事院勧告があるからということだけで一部改正を、条例改正を提案されるというのは、やはり非常に短絡的ではないかなというふうに考えてるんですね。

だから、そこに地域独自の地方自治体、それこそまさに地方分権時代に入った地方自治体のできる大きな仕事じゃないかなというふうには思うんですね。だからこそ、地方分権法が施行され、しっかりと、どのような地方自治体が、どのような自分たちの提案でやっていくのかということ、やはり私は検証していく必要があると思いますので、そのことについては、次からそういった地域の経済状況なり、雇用状況なりをかんがみて、調査を行って、やはり人事院勧告とあわせた形で上程されるおつもりがあるのか、ないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。確かに、今御質問の内容については十分熟知をしておりますし、まあそのとおりだというふうには考えております。で、職員、まあ特別職も含めて、職員としては、その分を、先ほども言いましたように、その地方自治体、役場の業務として、町民の皆さんにその対価として一生懸命努力してやっているんだという態度といますか、勤務をしていただくということが、やっぱり一番大切なことじゃないかと思えますので、まあそういうことも考えまして、その対価になった分だけ町民サービス、行政の能力向上を目指してやっていかなければならないということは考えております。

それから、その地域の、いわゆる賃金の格差の調査なんですけど、これについては、まあ、じゃあどうするかということになりますと、かなりやはり、そのじゃあ地域のどの部分を中心にということも、なかなかこの場では難しい面があるかと思えます。いろんな対象するその企業、それから従業員数、それから、まあもちろんいろんな形の所得の構造があると思えますので、まあそこらあたりが、もう、じゃあ、次回からそれを、その統計をとってということは、ちょっとまだこの場では即答できないんですが、まあできる限りそのような方向で、できるようであれば検討していきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 5番。今、御質問がありました点、私もそのとおりだというふうに思っております。それで、これ昔からですけれども、高鍋町は非常に給与が高いという町民のうわさでもあるんですよね、これはね。そういうことで、この郡内の各町との比較、それと県内との比較、こういうやつはちゃんと把握されておるんですかね。できたらその報告もお願いしたいと思えます。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。只今の御質疑でございますけど、各町の給与体系を比較するのは、まあラスパイレス指数っていうのがあるんでございますけど、それに基づくものぐらいしかちょっと比較等は、各職種団体等の年齢構成等も違いますので、そういった、そのラスパイレスの表は一応現在ございます。ただ、この場にはちょっと持ち合わせて来ておりません。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） まあ、比較は余りされていないような感じがいたします。で、その、いつも言われるのはラスパイレスですよ。で、このラスパイレスも恐らく県内でも一番高いほうじゃないかなというふうには私は思ってるんですが、やはりそういうところを、この人事院、さっき質疑がありましたように、人事院勧告だけで給与引き下げということじゃなくて、やはりそういうものも県内、郡内比較して、やはり下げていくような形にしないと、これ町民から言われてるんですから。「高鍋町はもう昔から給与が高いんですよ」って。「何でこんげ高いんじゃろうか」って言われるんですよ、これは。私も20年

以上やっていますけども、必ずそういう形で町民の皆さん方から給与が高い、高いって言われてるんです。で、もう今回そういう形で、国の方針もそういうふうに変わって、やっぱり公務員の給与を下げなきゃいけないという状況で、まあこういう形になったんでしょうけれども、やはりさっき言われるように、やっぱり地域でやっぱり検討していただいて、やはりそれに見合ったような給与体系にしていかなければ、やはり町民が納得いかない部分が非常にあるのではないかなあとというふうに思いますんで、今後そういう形で検討していただきたいというふうに思います。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。確かに、今議員御指摘のとおり、ラスパイレス指数が1つの公務員その給与の基準といいますか、指数になっております。で、確かにおっしゃるとおり、高鍋町についてはラスパイレス指数が高いということは間違いはありません。で、まあ先ほども申しましたが、その我々としては、まあもちろんその地域の経済情勢、国、まあ県の経済情勢も考えながらなんです、今1つは行政改革やりまして、職員数もかなり少なくしております。もう、多分、まあ全国的に見てもこの3年間でこれだけの職員数、毎年十二、三人ずつ減、少なくしてきているのは、全国的にもそうはないのではないかなあと私は思っているんですが。

まあ、そういう中で、鋭意皆さん、職員それぞれ努力をしながら、もちろん努力しなければならぬんですが、そういう上で一生懸命仕事をやっております。で、まあ確かに、しかし結果としては、やはりそのラスパイレス指数が高いということになれば、その全体的な給与の額というのは高いかもしれないんですが、まあ我々、ただ現段階ではそれに恥じないような業務を一生懸命やらせると、していただくと。そして、それを、その町民にわかっていただくような方策等もとりながら、また給与体系の、先ほど、まあ、ありましたことについても十分考えていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 5番。今、副町長が言われたように、やはり本当に職員が町民のために頑張ってやってるんだという、そういう気持ちで、町民から出て来ないんですよ、正直言いまして。いろいろ町民の皆さん方とお話するんですけども、そういうやつが出て来ない。で、町としては、そしたら、それをどうするのかということ、もうちょっとやっぱ真剣に考えていく必要があるのではないかなあと。やはり町民に、どんどん意見を聞いてやっていかないと、町民はやっぱり納得しませんよ、やっぱ。そういうこともあるだろうし、その今さっきラスパイレスの話が出ましたけれども、その郡内、県内、全国のラスパイレス指数の表をつくっていただいて、各議員さんにお渡し願いたいというふうに思います。

○議長（後藤 隆夫） 後で提出するか何か言わんか。副町長。

○副町長（川野 文明君） 資料については、この場はございませんので、後でまた、すぐわかる分については配付させていただきたいと思います。

で、まあ今、御質問ありましたように、まあ、今御指摘のとおりのような形で、やはり我々としてもそういう形を、でやっていかなければならないということで、今職員と一丸となって、まあいろんな、もちろん研修に参加したからどうだっていうことはないんですが、そういう場を通じながら、また職員同士のみずからの発案等で、いろんな業務を今後出て来るだろうと思いますので、まあそういう職員の英知を、能力を少しでも向上して、先ほど言いましたように、それが町民の目に映るといような高鍋町職員になるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木、あっ、町長。

○町長（小澤 浩一君） つけ加えて申し上げます。今、行財政改革等でいろいろと職員も一丸となって、町民も一丸となっていただいておりますところでございますが、給与の問題がいろいろと話されている、これはわかっております。ラスパイレスが高いというの、年齢の差でいろいろございまして、なかなか下げることが今できておりません。しかし、私が就任いたしましたから、特別手当とかそういった手当はほとんど切ってまいりまして、そしてまた、職員も毎月1,000円ずつ出していただいております。施設協力金という形で、まあ行政に少しでも加勢をしようということでやっておりますところでございます。

財政改革がある程度落ち着きましたら、それでも高鍋町の行政が成り立っていかないというときには、ぱっさりと、私を含めて皆さんと協議をして、減していかなければならない問題だと思っておりますので、まあ議員の皆さんもいろいろ意見を出していただいております。理解を願いたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） 7番。私は、この人事院の勧告と、大変厳しいものがあるわけですが、やはりこの給料なんかから削減される職員の皆さん、大変厳しいものがあるというふうに思います。そんな中で、別の方向で、この改正によって1人当たりの年間の削減というのはどのくらいあるのか。それと1つは、これによって全体的に人件費の削減、どのくらいなるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。今回の給与改定に伴う減額で、4月から11月までにさかのぼっての削減額でございますが、まあ1人当たり平均約7,600円程度、まあ金額にしまして約131万円程度になります。それからまあ、新給与の減額でございますが、これは0.2%の削減でございますけど、これが年間約170万円程度です。それからまあ、まあそれぞれあわせまして、約、新給与になった場合年間約1,000万円程度の削減になります。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから議案第73号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第73号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。常勤特別職の範囲を考えたとき、このくらいの減額で許されるのかとの感を抱かれるのではないかと、住民からですね、懸念がありますが、どのような判断でこのような提案となったのかお伺いしたいと思います。

また、高鍋町はたび重なる事務ミスによる町長の責任問題が問われていますが、しかしその問題は、従前の町長時に起きた問題としてとらえていないのか、非常に気になるところなんです、その問題を加味した経緯はあるのか、ないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） お答えいたします。

先ほども申しました今回の改正は、まあもちろん人事院勧告に基づくということなんです、まあ県内、それからまあ近隣のいろんな県で改正をやっておりますが、まあそれに準じて、そこらあたり県内の状況、隣接の状況を見まして、今回のその国に準じた改正といたしたところでございます。

それからもう1つの、その、まあ、不祥事についての問題につきましては、それぞれ議会において御承認いただきましたように、それぞれの年度、年度っていいですか、それについては今回のこの改定の中には入れておりません。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。確かに、先ほど答弁があったように、事務ミスによる責任問題というのは、その都度減額、給与減額について、それでもう済んだというふうにして、思ってしまう感があるんじゃないかなという気がするんですよ。そうじゃないと。これはやはり、不祥事というのは、事務ミスというのは、自分の町長時の責任だけではないと、前の町長のも全部引き継ぐんだという気持ちで、やっぱり年間通して反省を込めて給与を減額するなり、期末手当を減額するなりということを、しっかりと査定の中に盛り込んで来ましたという答弁があれば、私は非常にありがたいと思ってるんですね。

それと、島根県海士町では、町長がやはり地域の産業が疲弊してきている、状況が非常に悪いということで、自分の給与を半分にして、そして、まあもちろん議員の給与も大幅に引き下げられたということを報告がありましたけれども、そこで、それで得た、要する

にためておいて、それをためておいて2億円がたまったところで保冷庫を買われて、自分たちの産品である、要するに漁業関係のいろんな物が高くで売れるようになったというお話を聞いて、これは総理大臣賞か何かいただいている町だと思うんですね。そういう、やはり、報告を聞いていると、やはり地域活性化に私たちがどうかかわっていいのか。確かに、先ほどの答弁のときもありましたよ。本当に悪くなれば考えるということではなく、もう今ね、もうやはりほんとに悪いんですよ。本当に悪い状況だからこそ、地域を何とか活性化していく必要があると。そのために執行部を含め、執行部でも職員の給与を大幅に引き下げるわけにはいかないと思います。しかし、特別職に関しては、ある程度大幅な引き下げをしても、私、やむを得ないと思ってるんです。私、議員としても、今回議員協議会に私参加しておりませんでしたので、なかなか発言する機会が得られませんでしたけれども、私はもっと議員も引き下げていいと思うんです。それぐらいやらないと、どんどん疲弊してくれば、不満がやっぱりうっせきしてくる。住民が主人公の町づくりどころではなくなってくる。住民が本当にこの町で、やはり育ってよかったと、住んでよかったと言っていた町づくりにしていくためには、私たちがもっと気合いを入れて町づくりに取り組む姿勢を見せるところは、私は給与の引き下げではないかなあというふうに思うんです。給与を下げたからそれでいいというふうには、私は思いません。それと同時に、やはり私たちが町づくりに東奔西走する姿をしっかりと住民の皆さんに見せてこそ、私たちは住民から信頼を得た町づくりに邁進できるんじゃないかなあというふうに思うんですね。そういうことを考えたときに、先ほどの答弁では、非常に納得いかない。私は、やはり事務ミスによる町長の責任なり、執行部の、常勤特別職の責任っていうのは、非常に大きいものがある。確かにその中に教育長は入らないかもしれませんが。だから、特別枠として、常勤特別職の中でもやはりちゃんと執行部のトップである町長だけでも、しっかりとその責任を、私は背負っていただきたいというふうに思ってるんですね。やはり、この減額ではそういう責任を背負っているという状況にはないというふうに思うんです。だから、一部のところだけがよくなったにしても、それは町が活性化することではない。本当に、本当の意味でやっぱ活性化するのは、住民の皆さんの中に笑顔が見えてこそ、私はやっとな活性化していく基盤ができるというふうに思ってるんですね。町長は、そのことをどういうふうにお考えなのか、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 濟いませぬ、ちょっとお答えしますが、町長の、まあ、その給与の減額ですな。今回の条例はあくまでも人事院勧告に基づく給与改定の条例でございまして、もともとの、いわゆる本則によります給与の12月分の期末手当については、もともと減額の、前回議決いただいた分で減額しておりますので、そのことは、はい、そのことは言っておきたいと思ひます。あと、町長。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今、まあ副町長が申しましたが、仕事の継続は私は自覚し

ておるつもりでございます。たびたび減額はさしていただいておりますが、私といたしましては、減額に不足はないんじゃないかと思っております。それ以上に、やはり住民の方々と一緒になって、いろいろな場面で、農業についてもそうですが、いろいろな場面で一緒になって、産物を売ったり、まあ例えば今私がやっておるのは、まあ牛ぐらいしかございませんけど、一緒になって農家の方々とも、商売の方々とも一緒になって、やはりやっていくのが一番の手立てではないかと思っております。今、安いんじゃないかと言われましたが、私は、これはこれ、人事院勧告は人事院勧告、それからそういった面でいろいろな失態が出た場合には、私が任期前のことであっても、それは私が引き継いでいかなければならない問題だと思っておりますので、やっておりますので、それは理解願いたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから議案第74号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第74号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第75号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第5、議案第75号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。議案第75号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,330万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億8,238万1,000円とするものでございます。内容につきましては、新型インフルエンザ予防接種委託料及び高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金を追加するものでございます。財源といたしましては、県支出金及び繰越金でございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。それでは、平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、詳細説明を申し上げます。

まず、歳出のほうの10ページ、11ページをお願いいたします。

款2総務費諸費の負担金補助及び交付金についてでございますが、高鍋高校が2年ぶりに全国ラグビー大会に出場することになりましたので、その大会出場補助金でございます。金額につきましては、一昨年と同額でございます。

次に、款4衛生費予防費の委託料でございますが、連日のように報道されております新型インフルエンザワクチンの予防接種につきまして、優先接種対象者に対する助成措置を行うものでございます。生活保護世帯、非課税世帯につきましては、国県補助となりまして、1回目接種につきましては全世帯、2回目接種につきましては、基礎疾患のために免疫力が低下している患者及び幼児から18歳までが対象となっております。また、町単独助成といたしまして、優先接種対象者に対しまして、1回目のみ2,000円を助成することとしております。その、インフルエンザの接種対象者等については、お手元に1枚紙で、その対象者数の明細が配付済みだと思いますので、それをごらんいただきたいと思っております。

次、歳入について、8ページ、9ページをお願いいたします。

款14県支出金の衛生費県補助金についてでございますが、歳出のほうで御説明申し上げました新型インフルエンザ予防接種事業に対しまして、優先接種対象者のうち、生活保護、非課税世帯に係る費用につきましては、4分の3が補助されるものであります。なお、補助残に係る町負担、4分の1でございますが、これにつきましては、特別交付税で措置される予定となっております。

次に、款18の繰越金につきましては、全国ラグビー大会出場補助金と、今のインフルエンザ予防接種に係る財源調整でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。新型インフルエンザに対しては、住民の関心も多くあるんですけれども、病院では予防薬が20人分とか、50人分入っているもので、できれば一緒に接種してほしいとの要望もあるようなんですけれども、せっかく補助するのであれば、何らかの対応が望ましいと考えますが、どのようなお考えをお持ちいらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。また、予防接種による問題点は少ないとの報道を聞いておりますけれども、何らかの副作用が出てきたらと心配しますが、どのような副作用があり、そのパーセントはどのようになっているのか。厚生労働省からどのような治験報告が来ているのかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。1点目のワクチンのその30人分とか、50人分とか、大きな容器のお話だと思いますけれども、これにつきましては、報道等でも、24時間、開封したら24時間内に全ワクチンを使ってしまわないと廃棄をしなければ

ばならないという問題が報道されております。で、これにつきましては、まあ医師会等でも随分議論になっているようで、結局無駄の部分がある人に回せないという、まあ悪い状況になっているようですので、まあ医師会等で工夫しながら、日にちを決めたり、医師会が全部持ち寄って集団接種をしたりというところがあるようですけれども、高鍋町におきましては、まあ現在のところ、そういう手立て等については特別に依頼をしておりません。医師会のほうで対応をしていただいているというのが現状でございます。

それから、副作用の問題ですけれども、これにつきましても、まあ報道関係でございますけれども、まあ死亡されてる方が不幸にも発生をしたりして、ああ、これはまあ脳症、それから呼吸器官の重篤な疾患を持っている方、あるいはそうなった方が新型インフルエンザで死亡してるということがございますけれども、第2点目につきましては、しばらく休憩さしていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。副作用の問題。暫時休憩をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（後藤 隆夫） はい。暫時休憩をいたします。それでは11時まで休憩をいたします。

午前10時55分休憩

午前11時00分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。大変失礼をいたしました。

副反応につきましては、県内の担当者会議等もあって、まあ状況報告等があるんですけれども、実際に副反応があったという報告はその場では出なかったようです。で、一般的にワクチン接種をした場合に、副反応が予想されると、季節性インフルエンザと同じような副反応が出るだろうということと言われています。まあ、発疹、局所反応ですね、発疹が出たり、疼痛等があったり、それから全身反応も中にはあるということで、まあ発熱、頭痛、そういうものは考えられる。しかし、通常まあ2、3日で消滅していくということは伝えられているようです。で、まあ具体的な、県内でどういう副作用があったのかというものについては報告は、現在のところ受けておりません。それから、まあそういうことについては、医師会等で協議もされていくだろうと思いますけれども、その情報については随時行政、各市町村にも流れて来るものだというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。先ほど、最初に質疑した中で、やはり医師会でもかなり検討されていると。まあ20人分とか50人分とか一緒に入れば、やっぱり24時間以内に使わなければならないとか、そういう条件があれば、かなり医師会も対応に苦慮されているんじゃないかなというふうに思うんですね。そこで、私お願いしたいんですが、せつかく優先の対象者を高鍋町で検討し、そしてそれに対する補助金もしつ

かりと出していくと。でも、その中の補助金のうちの、まあ数例になるか数十例になるかどれぐらいになるかわかりませんが、少ないワクチンが廃棄されていくという状況が出て来た場合に、非常にもったいないと。まあ足りなと言われていた中で、状況的に非常に私は、苦慮されている部分があるのであれば、例えば幼児とか小学校、中学校という形で考えたときに、学校の嘱託医もおられますし、そういうことから考えたときには、やはり学校に在学している子供たちについては、ひょっとしたら医師会と協力していけば、ひょっとしたらですよ、集団接種ができるんじゃないかと。そのときには、その分だけ確保すればいいということだろうと思うんですよね。まあ、小学校、中学校ではそれができるとして、あと1歳未満の保護者については、健康づくりセンターなどで、一括してというわけにはなかなかいかないとは思いますが、健康づくりセンターなんかを利用して、その中でやはりまあ土曜日とか、そういうときに一緒にこうやっていくという状況も、まあどうしても状況が悪くなければということが条件的にはつくんですけども、そういった、やはり提案をして、できれば無駄のないように、そして補助をするにしても、やはり無駄が出ないような、効果の出る状況というのをつくっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、そのことについてはどのようにお考えをお持ちいらっしゃるんですか。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。まあ、確かに御指摘のように、ワクチンが十分、全国に行き渡るのかどうかということも大きな問題になっている中で、先ほど御指摘をいただいた部分があるんですけども、まあ医療機関の状況を伺って、各医療機関のですね、の状況を伺ってみますと、例えば医療機関で一般インフルエンザじゃない一般の治療の方、それから新型インフルエンザじゃないかと疑われる方、同じ入り口の場合は時間をずらして受け付けるとかですね。そういう、まあほかに、院内感染が起こらないように十分な配慮をされてるんだろうと思いますが。それから、入り口が2つあっても、こっちが一般患者、こっちが新型インフルエンザ患者さんということで、まあそれも時間分けて予防接種をしなければならないという、なかなか医療、それぞれの医療機関も苦慮されておる中で、集団接種のことも、まあどこそこでやっていますので、まあ課内で検討もしたんですけど、現状としてはなかなか難しいんじゃないかなという、各医療機関の状況もございまして、で、今のところはそういう協議を、まあ申し入れるとか、そういうことやってないんですけども、状況がまあかなり厳しくなった場合は、そういうことも考えられるのかなということは、現在のところ考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。先ほどから私が申し上げているのは、宮崎県は他の市町村に比べて非常にこの新型インフルエンザに対するワクチン、接種に関しては遅いんですよ。で、どうなっているのかということが、住民からずっと意見が上がって来てるんですよ。そして、費用の問題についても、非常に皆さん関心を示しておられて、やはり一体どれぐらいかかるのかと、金額的に。そして、各病院で違うんじゃないか

とか、いろんなこう心配があるわけですね。だから、ある程度統一した見解をしっかりと持っておかないと、WHOでパンデミックという形で出されているような状況というのを踏まえたときに、世界的に見たときに、じゃあ宮崎県で見たときによって考えたときに、これがパンデミックの状況にまで発展していくという状況が生まれて来たならば、例えばこれから、例えばラグビーの全国大会に行ってしまうと思うんですね、子供たちがね。そうすると、いろんな話を聞いてみると、新型インフルエンザがやはり入って来ているのは、外国に行っているからだけじゃなくて、都会に何らかの形で行っている子供たちとか、そういう子供から入って来る可能性も大いにあるという状況がある中で、やっぱりこういった形で、私たちはこれをワクチン接種を非常に進めていくか。でも、それも数が限りあると。そしたら、じゃあだれが我慢するのかということも含めた形での集団論議をしっかりとしていかないと、混乱が予想されるのではないかなというふうに思うんですね。そして先ほども答弁がありましたように、これ医療機関で対応の仕方が非常に違うんですね。まちまちというわけではないんですけども、例えば、個人名挙げて申しわけないんですが、内田病院なんかでは、もう先にいろんな入り口のところに、ちゃんと新型インフルエンザに対応するためにということで、別に窓口を設けられたりとかしているところもありますし、入り口が先ほどありましたように、2箇所、3箇所あるところは、1箇所をもう閉めたりとかしていきながら、こっちは、こちらは普通の疾患の方、でこっちはインフルエンザ、新型インフルエンザに対応する方がこちらから入ってくださいというふうな形で、医療機関もかなりナーバスになっているような状況っていうのが伺えるんですね、各医療機関を見ていくと。そういうことを考えたときには、やはり高鍋町として、自治体としてやっぱり取り組んでいかなければならないことは、そういった混乱を生じさせない、そして住民に安心をしっかりと与えていく、それが自治体の役割じゃないかなというふうに思うんですね。そういうことを考えたときに、医師会との、だから連携を密にとって行って、じゃあこういった形でやっていくのか、そして無駄がないようにしていくのかということ、これからこういった形で、こういった流れでされるおつもりなのか。それと金額についても、どのような把握をしていらっしゃるのか。例えば高鍋で打ったときにはこの金額、ほかのところでは打ったときにはこの金額というふうになるのかどうか、統一されているのかどうかということもあわせて答弁を求めたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。新型インフルエンザに対応するために、児湯医師会と郡内5町の課長、担当者が集まって、これまで3回、どう対応していくのかというのは、現時点までのものについては十分な協議をして進めてまいりました。で、状況が、今御指摘があったような状況が生まれてくる、今後どうなっていくのかというのは、今後も医師会とやっぱり密接な、こう情報交換、意見交換をしながら、最適なものを求めていく必要はあるというふうに思っています。で、医師会とは十分話ができる、お話ができる状況でございますので、今後も引き続き、まあ私ども行政からお願いすることがあれ

ばお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

それから、まあ郡内の費用負担、各町の費用負担の問題でございますけれども、まあそれぞれ、まあ若干違うところがございますが、高鍋と川南が非課税世帯と生活保護世帯の方は、もうほぼ全市町村全額負担、補助だと思います。で、課税世帯のところはどうなのかというところで、若干変わってまいっております。で、課税世帯で川南、新富、高鍋が2,000円、1回目補助をすると。で、2回目を受けなければならない方については、高鍋町については、もう1回目だけの2,000円でございます。で、川南町も同じような状況でございます。それから、木城町につきましては、その非課税世帯じゃない、課税世帯のところも、木城と都農が1回目。2回目を受けなければならない方についても一部補助がございます。で、まあ若干この辺も、まあ統一对応はできないものかという郡内の担当者会議の中でもありましたけども、そこはもう難しい話で、それぞれの町で独自の上乗せ補助をされているというのが現状でございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。まあ13番の委員から、議員から質疑されたんですけども、今の新型インフルエンザの、今の説明にございましたけど、各町村で対応の仕方が違うんですね。で、私もずっと調べてみたんですけども、1回目2,000円とか、2回目が1,000円とか、隣接町村でも違うんですね。まあ、こういったことを、やはりここは協議して調整していただかないと、やはり高鍋町の場合は、特にそういった関心も高いし、で妊婦の場合とか、そういうものが含まれておる町村が多いんですよ、県内でも。で、そういった対象者が、まあ高鍋の場合は1万1,159人ですか、そういうなこう試算をされておりますけどですね。ほいで、単独で助成する市町村ですね、さっき説明ございましたけど、国のほうが4分の3ですか、助成。それから、生活保護所帯に対してはその全額とかですね。まあそういった説明があったわけなんですけれども、これを1万1,159名の対象者に対して全員接種ができるのかどうか。例えば、まあ医師によると、もう予約制をとっておって「うちはもう満タンですよ」という病院がかなりあるんですよ、今、もう現在ですね。で、そういったところに、そういうかかりつけの病院でないと受け付けてないというような病院が多いようですね。その辺のことは医師会と十分協議がされているのかどうか、それもちよっとお伺いしたいんですけども、そういった対象者が全員接種できるのかどうか。それと、よその町村こう見ますと、ほとんどがもう妊婦が入ってるんですよ、妊婦からですね。そういった人が対象です、ほとんど。各町村見ると。そして、既にもう10月に助成、単独助成をしますという報道がみんなされてるんです、各町村ですね。で、やはり高鍋町で、病院の患者さんに聞いてみると「高鍋町は助成も何もわかりません」と「木城は、新富は、助成されますよ」ということを言われるんです。ほいで「高鍋は何ぼ助成すつとですか」と「接種は1回何ぼかかるんですか」と、みんな尋ねておられますもんね。やはりこういうことは、やはり早く住民に知らせていただいて、まあ住民の、この場合はもう配付されておりましたけど、金額もまだ書いてないんですね。

助成金は今検討中というようなことが書いてあります。病院については、10箇所ですか、医療機関、これが表示されちよるんですね。で、1回が3,600円と、2回目が2,550円ですか、いろんなことずっとう回覧で回って来ていますけどですね。で、これもやはり早く、やっぱり知らせしてほしいなあという気がするんです。で、今、高鍋は特にやっぱり医療関係とかそういった児童、子供に対する助成、こういうものを歴史はものすごい古いんですね。まあ、高鍋が何か世界でも発祥地ちゅうこと聞いていますけど、児童手当にしても。で、そういったことが言われておる中で、対応が非常に遅い、ですね。で、やはりよその市町村は、もう10月ですよ、みんな。公表しておりますよ。そういう、やっぱり環境の中で、やっぱりはっきりこう示していただかないと、やはり町民の方も心配されてるんですよ。ほんと、新型、夏は、今県内でも非常に発生していますわね。ほいで、今県内で、高鍋町でもいいんですけども、そういった新型インフルエンザに患者が何人おられるか、そういうことは調査されておるのか。

それから聞きたいのは、その対象者が全員接種ができるのかどうか第1点ですね。それから、さっき13番議員からもありましたけれども、ほかの病院にかかった場合は3,600円ちゅうことがこう書いてあるんですよ。それから、そういった、やっぱりすべての方が公平に接種ができるような対応ができるのかどうかですね。さっきも医師会と十分協議をしまいたいというような答弁がございましたけど、その辺を重ねてお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。本日お手元に配付しております対象者一覧表、この全体で1万1,159人。これはもうこの方々は対象者ですから、まあ優先的に接種ができる方々で、ワクチンの供給がなされればこの方々は全員ワクチン接種ができると、予防接種ができるということになります。

それから、まあ町民の方に対する周知がおそいということでございまして、で、まあ私どもとしては本日の決定を受けて、新たにもっと詳しい住民への周知広報を行ってまいろうというふうに思っております。で、ただまあ、そうはいつでも、先にもう、11月27日日本日以前に優先的に接種を受けられた方も当然おられます。そういう方々につきましては、これは11月11日付で各医療機関あてに、27日に本日の議会があつて、ここで正式決定される予定ですので、とりあえず、まあ窓口で接種料金を払うということになりますので、その領収書、それから接種をしたという接種券、これはとつといてくださいと、保管しておいてくださいということを各医療機関にお願いをしまして、まあ協力いただいて、そういう対応はしておりますが、具体的にはまだ述べられないと、申し上げられないというところで私どもも苦慮したんですが、そういうお願いはいたしております。

で、それから、先ほどございました、これは全戸配付で、11月18日にお知らせと同時に配付したものでございますけれども、まあこの際にも奥歯にはさまったような物の書き方で、どうなのかと、はっきりせんかというお叱りもございましたけれども、まあ、こ

の時点ではなかなか、幾ら接種しますよと、補助しますよというのが具体的にお知らせできない状況でございました。そういう状況があって、きょう以降、各医療機関と本契約を結ぶのは、本日の会議が、で議決をいただかないと委託契約も結べないという状況。それから初めて金のやり取りの問題が出て来るということになりますので、町民の方々には、まあお知らせはできるだけ早くしたいというふうに思っております。

以上ですかね。新型の罹患者数ですけども、これ、高鍋保健所の管内になりますが、あつ、高鍋管内、保健所管内の各町の罹患者数というのが、医療機関がそれぞれに報告をするので、保健所に聞いたんですけども、高鍋町だけの罹患者数ちゅうのはわからないということでございます。で、その中で入院者数っていうのは、まあこれも保健所管内なんだそうですけれども、まあ県内では121名が新型インフルエンザの発症をして入院をしておると。で、高鍋保健所管内は9名の方が入院をしなければならない状態であったということでございます。そのうち重篤な状態になられた方が4名いらっしゃるようです。で、しかしまあ、現在はもう回復をされて退院をされているということでございますので、最悪の状態にはならなかったという報告は受けておりますが、数については若干こう情報が錯綜しております。きちっとしたものが高鍋保健所でもつかめてないというのが実態のようでございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。まあ非常に難しい点はあると思うんですね。で、議会の議決がないと執行できないということもあるわけなんですけれども、やはりこう、よその町村を見ると、もう10月27日ごろに見たら出てるんですよ。もう10月中に、ほとんどがですね。で、そういった市町村でもはっきり出ております。1歳から中学生までの子供の、妊婦とか、1歳未満を持つ保護者とか、はっきりそういうことが示されてるんですよ。ほいで、やはりそういうことはあると思うんですけど、よその市町村もやっぱ緊急性があるということで、やはり臨時議会を設けて議決してあるんですよ。で、報道されてるんですよ。で、県内でそういった、やっぱり市町村でいろいろこう違うちゅうのも、私はもう何ちゅうか、もうどちらかという、高鍋町の場合早目にこういうことはやってほしいなというふうに思うわけなんですけれども、これは全国ですわね。で、高鍋においても、最初は西中学校が非常にこう閉校になったとか、東中は今現在多数おるとか、まあ閉校にはなっておりませんが閉級をしておる、何ですか、生徒がおられるとか。高鍋も非常に多いということをお聞きしておるわけなんですよね。で、皆さん言われるのは、高鍋町は助成はどんくらいしてくれるとですかちゅうようなのですが、もう各病院で言われるんですよ、患者から。幾らですかと、治療は、ですね。まあそういうことがみんな耳にするものですから、やはり早く対応してほしいということを希望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第75号を起立によって採決をいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第75号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第6. 発議第5号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第6、発議第5号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。発議第5号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、高鍋町議会議員矢野友子。賛成者、高鍋町議会議員岩崎信也、同じく春成勇。

今回の改正の内容は、人事院勧告を踏まえ、国の特別職の職員の期末手当の支給割合の引き下げが行われることに伴い、これに準じて議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

簡単に説明いたします。第1条は、12月支給の期末手当を現在の「100分の175」を※「100分の116」に改めるものです。第2条は、6月支給の期末手当ですが、ことし5月の臨時議会で21年6月支給の期末手当につき、国に準じて引き下げるため、暫定的に「100分の160」を「100分の145」に改正しておりますが、今回の人事院勧告に基づき所要の改正を行うものであります。

簡単ですが、以上であります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。

○8番（矢野 友子君） 訂正。

○議長（後藤 隆夫） ん、訂正。

○8番（矢野 友子君） 訂正いたします。第1条の「100分の165」を「116」と言ったそうですが、「100分の165」、訂正させていただきます。

○議長（後藤 隆夫） はい。以上で説明を終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

※後段に訂正あり

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。発議第5号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論を行います。

社会は極めて厳しい経済状況となっています。まして、高鍋町での経済状況は、本当に商店街がシャッター通りと化して、非常に厳しい状況が伺えると思います。そんな中で、住民からは「議員になったらいい、保障されている」。私はそういう言葉を聞くたびに本当に胸が痛みます。このような低い数値での削減については、私は納得いきません。できれば大幅な削減を行い、そしてみずからが律し、高鍋町の経済状況を少しでもよくしていくための提案をしていくことこそが、議員に課せられた課題ではないかなと思っております。私は、このような状況の中で、議員自身のみずからに戒めとするようなきちんとした削減を出さない限り、賛成するわけにはまいりません。議員協議会に参加しておらず、このような反対討論をすることを非常に心苦しく思いますけれども、私は、日ごろから給与の削減を行い、私たちが率先して高鍋町の状況を変化させていこうとする姿勢を住民にもっと示す必要があると考えておりますので反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、発議第5号を起立によって採決をいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、発議第5号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで会議を閉じます。

平成21年第3回高鍋町議会臨時会を閉会をいたします。この後、40分から議員協議会を開催をいたしますので、お集まりをいただきたいというふうに思います。

午前11時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員